

ヒル・コート学生寮規則

	(趣旨)
第 1 条	当寮は、寮生の交流を通じ、自主性・積極性・協調性などを養い、快適な居住環境と便利な立地で勉学と異文化交流の場として充実した学生生活を送れる環境を整えています。
	(入寮資格)
第 2 条	大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部・およびASTカレッジの女子学生であること。 及び寮費を期日までに遅延なく納付出来る者。
	(入寮手続)
第 3 条	入寮希望者は入寮申込を大学に提出してください。
	(入寮許可)
第 4 条	入寮申込後、寮費の納付ならびに誓約書の受付をもって入寮許可とします。 ただし、指定された期限までに手続きを怠り、寮費納付なき場合は許可を取り消します。
	(入寮の時期及び在寮期間)
第 5 条	入寮時期は原則として4月1日とし、在寮期間は2年間とします。(翌々年3月20日頃まで) ただし、引き続き在寮を希望することは可能です。
	(寮室の部屋割)
第 6 条	寮室の部屋割は当寮において決定します。
	(寮生以外の入寮禁止等)
第 7 条	当寮には、寮生以外の第三者(管理関係者を除く)の立ち入りは原則として禁止します。 寮室には、寮生以外の者を入室させたり、宿泊させることはできません。
	(寮生注意事項等)
第 8 条	寮生は下記の注意事項を厳守してください。 1. 外出するときは必ず管理人に申し出ること。(電源に気を付けるとともに、ドアおよび窓の施錠を行うこと) 2. 外泊するときは事前に申請書を提出すること。(午後11時を過ぎる場合は管理人に伝えること) 3. 他人に迷惑をかける行動はしないこと。 4. 共用施設内では、飲酒をしないこと。 5. 寮内では喫煙しないこと。 6. 調理器具の使用は厨房のみ、食事は基本食堂とし、利用時間は午前6時～午後11時半迄とすること。 ※食堂のボットは、巡回終了後、電源を落とします。 7. 私物は必ず、自室内もしくは割り当てられた所定の場所で保管し、什器備品の移動はしないこと。 8. 寮室での火気を伴う器具は使用しないこと。 9. 寮室は、各自の責任で清掃し、常に清潔な状況を保つこと。 10. モバイルバッテリー等の充電機器は、発熱・発火の危険があるため十分に注意すること。

	(設備保全義務等)
第 9 条	寮生は、当寮内の施設及び備品を大切に使用し、保健衛生、火災及び風水害の災害防止に努めるとともに、管理上の点検等の実施にあたっては当寮の指示に従ってください。故意または、重大な過失により施設及び備品を滅失若しくは破損した場合は、その損害を弁償していただきます。
	(公共費等)
第10条	寮生は所定の公共費、電気使用量、温水使用料、その他個人負担分の費用が発生します。
	(損害保険)
第11条	寮生は学校が勧める火災保険に加入してください。
	(退寮手続)
第12条	寮生は退寮する場合、事前に退寮届を提出してください。
	(原状回復および損傷等に関する費用負担)
第13条	退寮時には、寮室内を入居時の状態に戻すよう努めるものとし、著しい汚損・破損等が認められる場合には、修繕費用等を別途請求することがあります。
	(退寮措置)
第14条	寮生は次の各号に該当する時、速やかに退寮を命ずる場合があります。 1. 第2条の学生の身分を失った時。 2. 寮費の納付を滞納し督促されても納入しない時。 3. 寮内の風紀又は、秩序を乱す行為があった時。 4. 言動・品行が寮生にふさわしくないことが判明した時。 5. 健康上の理由により寮生活に適さないと認められた時。 6. 大学及び当寮の名誉を傷つけることがあった時。
	(雑即)
第15条	この規定に定めるものの他、寮生に関し必要な事項が発生した場合は、随時通知します。

<各種届出>

・外泊届	事前に提出してください。
・カードキー紛失届	紛失時は再発行手数料(約5千円)が発生します。(1枚発行)
・駐輪場使用願	自転車は退寮時に各自責任をもって撤去してください。
・退寮届	退寮予定日のひと月前には提出してください。